

西尾市アスベスト対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベストの分析調査及び除去等を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、西尾市補助金等交付規則（昭和62年規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 対象建築物 分析調査においては、本市の区域内に存する建築物のうち、吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物をいい、除去等においては、本市の区域内に存する建築物のうち、吹付けアスベスト等が施工されている建築物をいう。
- (3) 分析調査 対象建築物の壁、柱、天井等に吹付けられた建材に係るアスベストの含有の有無を「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達）により示された方法で分析調査することをいう。
- (4) 除去等 対象建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベスト等含有建材について除去、封じ込め又は囲い込みの措置を行うことをいう。

(補助の対象)

第3条 対象建築物の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人を含む。）が、分析調査又は除去等を実施する場合で当該年度内に事業が完了するものを補助の対象とする。ただし、西尾市税を滞納しているもの、国及び他の地方公共団体等が定めた補助制度等の対象となるものには補助金を交付しない。

- 2 分析調査及び除去等の補助金の交付は、それぞれの補助金ごと1敷地につき1回限りとする。
- 3 建築物の除却を行う場合の補助の対象は、アスベスト除去費用相当分とする。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員が役員となっているもの
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
 - (4) アスベストの分析調査又は除去等が道路改良その他の公共事業の補償対象となっているもの
 - (5) アスベストの分析調査又は除去等に関し、国その他地方公共団体の補助金等が交付されているもの
 - (6) その他市長がこの要綱に照らし、補助の対象とすることが不相当と認めるもの
- （補助金の額）

第4条 補助金の額は、分析調査においては要した経費以内の額で25万円を限度とし、除去等においては要した経費の3分の2以内の額で180万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、分析調査及び除去等を実施する前に、補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第6号の書類については、市長が確認をすることに申請者が同意する場合に限り、添付を省略することが出来る。

- (1) 付近見取図、配置図及び平面図
- (2) 申請に係る対象建築物の登記事項証明書その他当該対象建築物の所有者が分かる書類（分析調査の場合を除く。）
- (3) 対象経費の見積書
- (4) 現況写真
- (5) アスベストが吹き付けられていることを証する書類（分析調査の場合を除く。）
- (6) 市税の納税証明書（完納証明書用）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に分析調査及び除去等の内容を変更しようとする場合は、補助金変更交付申請書（様式第3）に変更内容の分かる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(変更の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

(事業の中止)

第9条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に事業を取止める場合は、事業中止届（様式第5）を提出すること。

(実績報告)

第10条 申請者は、分析調査又は除去等が完了したときは、補助事業完了実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

(1) 分析調査の場合

- ア 分析調査の結果報告書
- イ 試料の採取状況が確認できる写真
- ウ 分析調査に要した経費の請求書又は領収書の写し
- エ 契約書の写し
- オ その他市長が必要と認めるもの

(2) 除去等の場合

- ア 除去等の結果報告書
- イ 工事着手前、工事の施行状況及び工事完了後の写真
- ウ 除去等に要した経費の請求書又は領収書の写し
- エ 契約書の写し
- オ その他市長が必要と認めるもの

2 前項の書類は、完了の日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第11条 市長は前条の規定により完了実績報告があった場合において、報告に係る書類を審査し、必要があると認める場合は現場を検査し、適正と認めたときは、申請者の請求により補助金の交付をするものとする。ただし、西尾市耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要領に定めるところにより、補助金の受領を当該補助事業の工事請負契約を締結した者（以下「事業者」という。）へ委任する場合は、事業者に補助金を交付する。

2 申請者は、前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金支払請求書（様式第7）を市長に提出するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、この要綱その他法令の規定に違反したとき。

(3) 補助事業完了実績報告書が、第10条第2項に規定する日までに提出されなかったとき。

(4) 補助対象経費が、交付決定時に比べて補助事業完了実績報告時に減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の整理及び保管）

第13条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、5年間保管しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、この要綱の施行後5年を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。